

市民の声（12月分）

<p>意見 31</p>	<p>R7. 12. 3</p> <p>防災に関する審議会の設置について</p> <p>現在、昨今の大雨や洪水、台風及び地震、津波による自然災害及び3. 11のような大規模地震を起因とするコンビナート地区での爆発火災や大量の油流出が懸念される状況にあります。</p> <p>当市でも、危機管理室の発展的解消として防災安全課の設置により防災体制の強化？が図られておりますが、甚大な被害が予想されている南海トラフ地震や首都直下地震等に対する当市の具体的な被害想定、対応の考え方や具体的対策の全体像や方向性が見えてきません。このため、防災に関する審議会を設置して、市民への対応策の周知を兼ねて有識者や市民の声をこれら災害対応のための施策に反映することも必要と思われれます。また、特に、自然災害に対応するためには、市民の自助、共助が欠かせませんし、不備な点を補うことができます。環境や消防等の審議会はあるのに、重要な防災に関する審議会がないというのも不可解な点です。審議会設置により有識者や市民からの質問や要望に対応することも担当部署の幅広い知識知見の修得により、さらなる対応能力の向上も期待できます。</p> <p>また、地域防災計画のコンビナート（危険物）に関する一般的内容では、十分に適切な対応は期待出来ませんので、当市で起こりうる被害想定を踏まえた具体的内容で検討、見直しが必要です。このような問題点を審議会で検討することも防災体制強化の助けになります。</p> <p>以上、よろしく検討願います。</p>
<p>回答</p>	<p>R8. 1. 16 防災安全課</p> <p>日頃より、市行政に対しご理解とご協力をいただきありがとうございます。</p> <p>今回、ご提言いただきました内容について、回答いたします。</p> <p>防災に関する審議会の設置について、現在、本市では、災害対策基本法第16条に基づき袖ヶ浦市防災会議を設置し、市長の諮問に応じて地域の防災に関する重要事項を審議できる体制を整えております。この防災会議は、市職員に加え、外部の各種防災関係機関や自主防災組織の代表者等の有識者により構成されており、多様な意見を反映できる体制となっております。</p> <p>また、地域防災計画など主要な計画を改訂する際には、市民の皆様からご意見を伺うため、パブリックコメント手続きを実施し、様々な視点でのご意見をもとに、よりよい計画となるように努めております。</p> <p>首都直下地震などの大規模災害に備えることは、本市にとって重要な課題であり、具体的な被害想定や対応策についての検討は欠かせません。</p> <p>先般、国より新たな首都直下地震の被害想定を発表もされたことから、今後国の防災計画や千葉県地域防災計画の修正状況等も踏まえつつ、本市の地域防災計画への反映を検討してまいります。</p> <p>さらに、地域防災計画の記載内容については、現在、コンビナートに関する内容を含めて全面的な改訂作業を進めております。この改訂作業では、能登半島地震を始め近年の大規模災害の教訓を活かし、より実効性の高い計画を目指しており、関係各課等との連携を取りながら見直しを進めてまいります。</p> <p>なお、本市については、「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」及び「南海トラフ地震防災対策推進地域」には指定されておられませんことを補足させていただきます。</p>

	<p>す。 現時点では新たな審議会を設置する予定はございませんが、今後も市民の安全・安心を守るため、防災体制の強化に積極的に取り組んでまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。</p> <p>(参考 URL) ■南海トラフ地震防災対策（内閣府 HP） https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html</p> <p>■南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村一覧（内閣府 HP） https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_shichouson.pdf https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/nankaitrough_chizu.pdf</p>
<p>意見 32</p>	<p>R7. 12. 8 市内一斉清掃時担当区域の道路脇の清掃をしています。(場所は奈良輪大井戸～昭和保育園前～奈良輪小学校入口～袖ヶ浦駅に向かって 50m) この区間は結構側溝側にも雑草が多く歩道から道路に降りて雑草を刈って（取って）います。当然この区間は車の交通量も多く清掃に参加している方はひやひやして清掃をしています。これまで通り清掃を市民が行うのであれば、安全第一な市民活動の一環としてカラーコーン等で車の運転手に注意喚起をし速度を落とした運転をしてもらう必要を強く感じます。そこで市より一斉清掃時はカラーコーンの班への貸し出し（含む班への無料支給）等を検討をして頂きたいと考えます。(清掃参加者も 10 人程度であり監視者を兼ねるのは難しい現状です。(因みに今年度班長をしています。)</p>
<p>回答</p>	<p>R8. 1. 26 環境管理課、土木管理課 日頃より、市行政に対し、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。 ご要望のありました、カラーコーンの貸出しにつきましては、現時点では市内一斉清掃時の貸出しは行ってはおりませんが、今回の **様からのご意見を検討した結果、現在運用している「道路アダプトプログラム」制度により、安全対策用としてカラーコーンの貸出しを試験的に行うことといたしました。 「道路アダプトプログラム」制度は、市民の皆さまに、地域の道路などに愛着をもって清掃活動や美化活動を行っていただき、行政がその活動に必要な草刈機の刃や燃料等の支援を行うものです。 この「道路アダプトプログラム」制度により、一斉清掃時においてもカラーコーンの貸出しをいたしますので、是非道路アダプトプログラムへのご参加をご検討ください。詳細につきましては、本制度を所管しております土木管理課にご相談いただきますようお願いいたします。 また、道路上での作業は大変危険ですので無理のない範囲で行っていただきますよう併せてお願いいたします。</p>